# 北海道「意欲と能力のある林業経営者」登録申請書

北海道知事 様

(元号) 年 月 日

	郵便番号〒	_
	住 所	
-tttv	氏名又は名称	
申請者	代表者職·氏名	
	登録林業事業体 登 録 番 号 注) 登録	ながない場合、申請できません。
	改善措置計画 認 定 番 号 認定事業	主である場合は、別記第3号様式の省略可

 申請担当者
 職氏名

 連絡先
 電話番号

登 録

北海道意欲と能力のある林業経営者の

を受けたいので、

登録の更新

北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第4の規定により、申請します。

- ◎ 北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第4の規定により経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町村)を別記様式第2号により提出して下さい。
- ◎ 北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱別表1(以下「別表1」という)及び同要綱別表2(以下「別表2」という)に定める「登録基準評価項目」の基準を満たしていることを証する書類を提出して下さい。なお、別表1の1の(2)から(6)及び別表2の1の(1)から(4)について、1年以内に基準を満たすことが確実に見込まれることとして、本申請を行う場合は、北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第9の規定に基づき、公表の日から1年以内に別記第6号様式に基づき、達成状況を報告してください。
- ◎ 確認項目
  - 北海道林業事業体登録実施要綱第6の第1項の規定により登録簿に登載し、同要綱第10の規定により水産林務部林業 木材課のホームページで公表している情報を北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第5の規定の登録等に利用 すること。

□ 上記について、同意します。

注) 申請する際は、同意が必要となります

- ◎ お知らせ
  - 北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱第5の規定により登録を受けると道のホームページ上で公表されますことをご了解ください。
  - ホームページ上での公表をもって申請者への登録通知に代えさせていただきますが、希望により文書による通知をいたしますので、文書による登録通知が必要な場合は、次によりお知らせください。

文書による登録通知の送付を希望します。

注)送付を希望する場合はチェックをいれてください。

#### ※ 申請者は記入しないでください。

(総合)振興局	担当者
7.1. 4.4.3	

(似安印)
(収安印)

## 1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる基準

#### 登録基準

以下の(1)~(8)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。ただし、(2)~(6)に関しては、1年以内に各項目の基準を満たすこと が確実に見込まれる場合を含むことができます。((3)の②「森林施業プランナーの育成」を除く)

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほ か、他者への請負による施業又は連携する場合も含めて判断します。

#### (1) 生産量の増加又は生産性の向上

### ①素材生産量(m)の増加目標

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績	(元号)			年度	5年後の目標	(元号)			年度
区分	天然林	人工	林	ļ	計(A)	天然林	人工	林	Ē	計(C)
主伐 間伐										

素材生産量(m3) 前年度 5年後

Ⅱ 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

区分	前年度実績	(元号)			年度	5年後の目標	栗 (元号)			年度
四刀	天然林	人工	林	Ī	計(B)	天然林	人工	林	1111111	†(D)
主伐 間伐										

増加率(%) (C+D)/(A+B)

## ②生産性(m³/人日)の向上目標

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績	(元号)	年度	5年後の目標	栗 (元号)	年度
	間伐 (E)	主伐 (F)		間伐 (I)	主伐 (J)	
天然林 人工林						

年度

5年後の目標(元号)

主伐

(L)

間伐

(K)

間伐の	生産性
( m³/,	人日)
前年度(M)	5年後(N)

I	向上	率(%)
	間伐 (N/M)	
	主伐 (P/O)	

実行体制

主伐の生産性 (m³/人日) 前年度(O) 5年後(P)

I	向上	率(%)
	間伐 (N/M)	
	主伐 (P/O)	

年度

#### (2) 主伐後の再造林の確保

区分

天然林 人工林

①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制

Ⅱ 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

主伐

(H)

前年度実績 (元号)

間伐

(G)

区分	主伐	主伐後の再造林	提出書類
事業主自身若しくは直接雇用して いる現場作業職員による体制			両方〇の場合 は、不要
他者への請負又は連携による体制			連携協定書の 写し等

※主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する 他の民間事業者との連携協定書の写し等の提出が必要です

## ②主伐後に適切な更新を行うこと。また、他者の所有する森林の主伐にあっ ては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけ

※「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が 比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。

# 登録基準

登録基準 素材生産に関

し、生産量を5年間 で2割以上増加さ

せる目標を有して いること、又は生産 性を 5年間で2割

以上向上させる目

標を有しているこ

素材生産量が5, 000m3/年以上の 実績を有する場合 は、5,000m3/年 を維持する生産量 又は生産性が間伐

8m3/人目、主伐1

1m3/人目以上の 実績を有する場合 は、間伐8m3/人 日、主伐11m3/人 日を維持する生産 性目標を有してい

ること。

主伐及び主伐後の 再造林を一体的に実 施する体制を事業主 自身若しくは直接雇 用している現場作業 職員による体制を有 すること。(連携協定 書の写し等により-体的に実施できる体 制を確保することを含 む。)

#### (3) 生産や造林・保育の実施体制の確保

①素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績

		14 1 124 - 1 - 1	1 2 1 2 1 2 2 2 2 2				
区分	北海道林業	事業体登録	提出書類				
四万	素材生産 造林		近山音規 				
登録から 3年以上			○の場合は、不要				
登録から 3年未満			3年以上の実績を証する書類 (請負契約書、雇用契約書の写し等)				

登録基	隼	

3年以上の事業 実績等を有するこ

	成		登録基準
(育成に努めることとした場合			森林施業プラン
(記入例)	育成に努める。」とした場合は、以下の例を参考に、参加予定研修 崔森林施業プランナー育成研修(基礎)		ナーを有することは育成に努めること。(研修会等の意識を含む。)
4) 雇用管理の改善及び労働の ①林業労働力の確保の促進 に定められた労働環境の 措置に係る取組又はこれる	に関する法律第4条に基づく北海道の基本計画 改善その他の雇用管理の改善を促進するための		登録基準左記の項目をす
区分	提出書類		べてを満たしてい こと。
認定事業主	不要		
認定事業主以外	別記第3号様式		
②リスクアセスメントの導入			
提出書類	リスクアセスメントを実施した報告書等の写し		
	よる進捗管理 		
②生産工程の見直しによる通 ③作業システムの改善等の通 ④製材工場等需要者との直	適切な生産管理 適切な生産管理 接的な取引の原木の安定供給・流通合理化		左記のいずれか に取り組んでいる
②生産工程の見直しによる通 ③作業システムの改善等の通 ④製材工場等需要者との直	適切な生産管理 適切な生産管理 接的な取引の原木の安定供給・流通合理化 系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同		左記のいずれか に取り組んでいる 又は取り組みを計
②生産工程の見直しによる通 ③作業システムの改善等の通 ④製材工場等需要者との直 ⑤木材流通業者や森林組合	適切な生産管理 適切な生産管理 接的な取引の原木の安定供給・流通合理化 系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同		左記のいずれか に取り組んでいる 又は取り組みを計
②生産工程の見直しによる通 ③作業システムの改善等の通 ④製材工場等需要者との直 ⑤木材流通業者や森林組合 出荷等の原木の安定供給・2 ⑥その他(	適切な生産管理 適切な生産管理 接的な取引の原木の安定供給・流通合理化 含系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同 流通合理化 )	内容を記載してください。】	左記のいずれか に取り組んでいる 又は取り組みを計
②生産工程の見直しによる通 ③作業システムの改善等の通 ④製材工場等需要者との直 ⑤木材流通業者や森林組合 出荷等の原木の安定供給・注 ⑥その他(	適切な生産管理 適切な生産管理 接的な取引の原木の安定供給・流通合理化 予系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同 流通合理化 )	内容を記載してください。】	左記のいずれか に取り組んでいる 又は取り組みを記
②生産工程の見直しによる通 ③作業システムの改善等の通 ④製材工場等需要者との直 ⑤木材流通業者や森林組合 出荷等の原木の安定供給・2 ⑥その他( 【上記①から⑥で既に取り組んでいる	適切な生産管理 適切な生産管理 接的な取引の原木の安定供給・流通合理化 予系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同 流通合理化 )	内容を記載してください。】	左記のいずれたに取り組んでいる 又は取り組みを計画していること。 登録基準 左記のいずれた
②生産工程の見直しによる通 ③作業システムの改善等の通 ④製材工場等需要者との直 ⑤木材流通業者や森林組合 出荷等の原木の安定供給・注 ⑥その他( 【上記①から⑥で既に取り組んでいる の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	適切な生産管理 適切な生産管理 接的な取引の原木の安定供給・流通合理化 予系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同 流通合理化 )	内容を記載してください。】	左記のいずれたに取り組んでいる 又は取り組みを言画していること。 登録基準 左記のいずれたに取り組んでいる
②生産工程の見直しによる通 ③作業システムの改善等の通 ④製材工場等需要者との直 ⑤木材流通業者や森林組合 出荷等の原木の安定供給・2 ⑥その他( 【上記①から⑥で既に取り組んでいる の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	適切な生産管理 適切な生産管理 接的な取引の原木の安定供給・流通合理化 予系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同 流通合理化 )	内容を記載してください。】	左記のいずれたに取り組んでいる 又は取り組みを記画していること。 登録基準 左記のいずれたに取り組んでいる 又は取り組みを記
②生産工程の見直しによる通 ③作業システムの改善等の通 ④製材工場等需要者との直 ⑤木材流通業者や森林組合 出荷等の原木の安定供給・2 ⑥その他( 【上記①から⑥で既に取り組んでいる の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	適切な生産管理 適切な生産管理 接的な取引の原木の安定供給・流通合理化 予系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同 流通合理化 )	内容を記載してください。】	左記のいずれかに取り組んでいる 又は取り組みを計画していること。 登録基準 左記のいずれかに取り組んでいる 又は取り組みを計

逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない。   3国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。	)コンプライアンスの確保		
法合上の義務がない場合等を除き以下の取り組みが必要です。  ・現場作業職員等に対する、労働金全衛生法に基づく条件第十教育・労働者災害権信保政の加入(一人親力等の特別加入を含む)。 ・健康保険法第7条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 ・産用保険法第7条の規定による届出 ・産用保険法第7条の規定による届出 ・産用保険法第7条の規定による届出 ・産用保険法第7条の規定による届出 ・産用保険法第7条の規定による届出 ・産用保険法第7条の規定による届出 ・産業権を整定していない。  ②国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。  ②国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。 ・ 学校とにはいては常勤の役員の設置 ・ 法人においてよいには、			<b>双纽甘淮</b>
・労働者災害補償保険の加入(一人親方等の特別加入を含む)。 ・健康保険法第3条の規定による届出 ・厚生年金保険法第7条の規定による届出 ・屋用保険法第7条の規定による届出 ・屋用保険法第7条の規定による届出 ・屋用保険法第7条の規定による届出 ・選邦保険法第7条の規定による届出 ・選邦保険法第7条の規定による届出 ・選邦保険と第3条の規定による届出 ・選邦保険と第3条の規定による届出 ・選邦保険と第3条の規定による届出 ・選邦保険と第3条の規定による日本 ・選前を軽ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない。  ②国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。  )常勤役員の設置 ・送上においては常勤の役員の設置 ・送上においては常勤の役員を選出していない法人については、基林経営第建の施行自 (平成リエー月」に)から起第して3年を経過した日以後最別に招集される総会等 の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているもの として扱います。  経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準  登録基準 以下の(1)及び(2)の項目の基理をすべて満たしている必要があります。  )直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における経理状況 ・提出書類  登録基準 ・ 選出書類  登録基準 ・ 登録基準  登録基準	法令上の義務がない場合等を	除き以下の取り組みが必要です。	
・健康保険法等34条の規定による届出 ・厚生年金保険法第7条の規定による届出 ・厚生年金保険法第7条の規定による届出 ②業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は 逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない。 ③国、都道府果又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。  ② 第、後においては常勤の役員の設置 ※かただし、常勤の役員を設置していない法人については、 <u>基本経営管理法の施行日</u> (平成31年31月)から建設していない法人については、 <u>基本経営管理法の施行日</u> (平成31年31月)から建設しては全体過上を日及後表別に招集される総会等 の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているもの として扱います。  経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準  を禁事権 以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。  ① 直近の事業年度における貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された 経理状況が良好であること。  1 注入の場合 提出書類  登録基準を確認できる直近の事業 年度の賃貸付債期表、収支計算書等 加えて得た約1が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該積益計算書上の減価償却費の終加を額等で、場合、中の企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後6年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。  1 例人の場合  登出書類  登録基準  登録基準  登録基準			
・原工年金保険法第7条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 ②業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は 逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない。 ③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。  ジ 常勤役員の設置 法人においては常勤の役員の設置 ※次たに、毒地経営管理法の施行日 (平成31年4月1日)から起電して3年を経過した日以後最初に招集される総会等 の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱います。  経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準  を録基準 以下の(1)及び(2)の項目の基準を十一て満たしている必要があります。  1 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における経理状況 連近の事業年度における経理状況 連近の場合 提出書類  登録基準			
②業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は 逮捕を終ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない。 ③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。 3)常勤役員の設置 法人においては常勤の役員の設置 ※ただし、京動の役員が設置していない法人については、 <u>森林経営管理法の施行日</u> (平成31年4月1日)から起草して3年を経過した日以後表初に招集される絵会等 の時までに設置するよう取別組む場合には、常勤の役員が設置されているもの として扱います。  経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準  安緑基準 以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。  1)直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における経理状況 度近の事業年度における経費が開表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況を対するること。  1 法人の場合  提出書類  登録基準	・厚生年金保険法第27条の規定	官による届出	
<ul> <li>逮捕を経ないで公訴を侵起されたときから1年間を経過していない。</li> <li>③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。</li> <li>③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。</li> <li>3)常勤役員の設置</li> <li>法人においては常勤の役員の設置</li> <li>※上だし、新物の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日(平成31年4月1日)から起蒙して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱います。</li> <li>経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準登録基準</li> <li>以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。</li> <li>(1) 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における貸借対照表、収支計算書文部表表の場合を提供しているととの場合であること。</li> <li>基金銀状況が良好であること。</li> <li>登録基準を確認できる直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)。</li> <li>※正れらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。</li> <li>登録基準を確認できる直近の青色 申告書の写し、納税証明書等</li> <li>①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと。</li> <li>②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。</li> <li>※正れらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。</li> </ul>	・雇用保険法第7条の規定による	5届出	
(注入においては常勤の役員の設置 ※ただし、常勤の役員を設置していない法人については、 <u>泰林経営管理法の施行日</u> (平成31年4月1日)から起意して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱います。  経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準  登録基準  以下の(1)及び(2)の項目の基準を十一て満たしている必要があります。 ) 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における各理状況 直近の事業年度における合情対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況は負すであること。  1 法人の場合  提出書類  登録基準を確認できる直近の事業 年度の貸債対照表、収支計算書との経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の利加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。  ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。  1 個人の場合  登録基準を確認できる直近の青色 提出書類  登録基準を確認できる直近の青色 ・ 「関西の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと。  ②値近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。  ※正れらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。  ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。			
法人においては常勤の役員の設置 ※ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日 《平成31年4月1日から起意して3年を経過した日以後最初に招集される総会等 の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているもの として扱います。  経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準  登録基準  以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。  ) 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における経理状況 直近の事業の貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された 経理状況が良好であること。  1 法人の場合  提出書類  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録を行きる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等  加えて得た制が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと)。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の 軌道に乗ることを証明すること。  1 個人の場合  提出書類  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準	③国、都道府県又は市町村から	入札参加資格の指名停止を受けている。	
法人においては常勤の役員の設置 ※ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日(平成1年4月1日)から起意して3年を経過した日以後最初に招集される総会等 の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているもの として扱います。  経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準  登録基準 以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。  (1) 直近の事業年度における管理状況 直近の事業年度における管情対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された  経理状況が良好であること。 1 法人の場合 提出書類  登録基準 全確認できる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等 加えて得た額が直近3年間のが発売の金額に当該損益計算書上の減価償却費の考加まて得た額が直近3年間が直近3年間において全マイナスという状態になっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。 1 個人の場合 提出書類  登録基準を確認できる直近の青色 申告書の写し、納税証明書等  ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。  ※正れらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
※ただし、常動の役員を設置していない法人については、 <u>森林経営管理法の施行日</u> (平成31年4月1日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱います。  経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準  登録基準  以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。  (1) 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における貨借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。  1 法人の場合  提出書類  登録基準  登録表ででマイナスという状態になっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。  1 個人の場合  提出書類  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準		·····································	
の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱います。  経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準  登録基準  以下の(1)及び(2)の項目の基準を十べて満たしている必要があります。  ) 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された 経理状況が良好であること。  I 法人の場合  提出書類  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準を確認できる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の考加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。  I 個人の場合  登録基準を確認できる直近の青色 申告書の写し、納税証明書等  ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。			登録基準
経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準  登録基準 以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。  ) 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における資情対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された 経理状況が良好であること。  1 法人の場合 提出書類  登録基準を確認できる直近の事業 ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該積益計算書上の減価償却費の8 加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。  1 個人の場合  提出書類  登録基準を確認できる直近の青色 申告書の写し、納税証明書等  ②直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと。 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。			法人においては
経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる基準 登録基準 以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。 ) 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された 経理状況が良好であること。  I 法人の場合  登録基準を確認できる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等 (2)経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の8 加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。  II 個人の場合  登録基準を確認できる直近の青色 提出書類  登録基準を確認できる直近の青色 申告書の写し、納税証明書等  ②直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと。 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。		場合には、常勤の役員が設置されているもの	
登録基準  以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。  ) 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された 経理状況が良好であること。  I 法人の場合  提出書類  登録基準  登録基準  登録基準  ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該積益計算書上の減価償却費の名加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。  II 個人の場合  登録基準を確認できる直近の青色  提出書類  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準	としく扱いまり。		
登録基準  以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。  ) 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された 経理状況が良好であること。  I 法人の場合  提出書類  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該積益計算書上の減価償却費の客加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。  II 個人の場合  提出書類  登録基準			
以下の(1)及び(2)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。  ) 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における貨情対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された 経理状況が良好であること。  I 法人の場合  提出書類  登録基準を確認できる直近の事業 年度の負借対照表、収支計算書等  ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の名加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。  II 個人の場合  提出書類  登録基準を確認できる直近の青色 申告書の写し、納税証明書等  ①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと。 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。	経営管理を確実に行うに足りる経		
) 直近の事業年度における経理状況 直近の事業年度における貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された 経理状況が良好であること。 I 法人の場合 提出書類  ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の客 加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の 軌道に乗ることを証明すること。 II 個人の場合  提出書類  登録基準を確認できる直近の青色 提出書類  登録基準を確認できる直近の青色 申告書の写し、納稅証明書等  ①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと。 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
直近の事業年度における貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載された 経理状況が良好であること。 I 法人の場合  提出書類  登録基準を確認できる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等  ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の8 加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の 軌道に乗ることを証明すること。  II 個人の場合  登録基準を確認できる直近の青色 提出書類  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準を確認できる直近の青色 自告書の写し、納税証明書等  ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の 軌道に乗ることを証明すること。		T.M.C.T	
登録基準を確認できる直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)。 ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の客加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。  II 個人の場合 提出書類  登録基準  登録基準  登録基準  登録基準  ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。		<u>べて</u> 満たしている必要があります。 <b>退状況</b>	rt.
登録基準を確認できる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等 ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の客加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。  II 個人の場合 登録基準を確認できる直近の青色申告書の写し、納税証明書等 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。		<u>べて</u> 満たしている必要があります。 <b>退状況</b>	<i>it</i> e
<ul> <li>軌道に乗ることを証明すること。</li> <li>II 個人の場合</li> <li>提出書類</li> <li>登録基準</li> <li>登録基準</li> <li>登録基準を確認できる直近の青色申告書の写し、納税証明書等</li> <li>②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。</li> <li>※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。</li> </ul>	) 直近の事業年度における経理 直近の事業年度における貸借対 経理状況が良好であること。 I 法人の場合	べて満たしている必要があります。 単状況 照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載され	けた
提出書類 登録基準を確認できる直近の青色 印音書の写し、納税証明書等 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ②主が3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の 軌道に乗ることを証明すること。	) 直近の事業年度における経現 直近の事業年度における貸借対 経理状況が良好であること。 I 法人の場合 提出書類 登録基準を確認できる直近の事業	べて満たしている必要があります。  世状況 照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載され  登録基準  ①直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと( ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当	債務超過でないこと)。 該損益計算書上の減価償却費の額
登録基準を確認できる直近の青色 ①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと。 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の 軌道に乗ることを証明すること。	) 直近の事業年度における経理 直近の事業年度における貸借対 経理状況が良好であること。 I 法人の場合 提出書類 登録基準を確認できる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等 ※これらを満たさない場合、中小企	べて満たしている必要があります。  世状況 照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載され  登録基準  ①直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと( ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという	債務超過でないこと)。 該損益計算書上の減価償却費の額 状態になっていないこと。
申告書の写し、納税証明書等 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていないこと。 ※これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることを証明すること。	) 直近の事業年度における経理 直近の事業年度における貸借対 経理状況が良好であること。 I 法人の場合 提出書類 登録基準を確認できる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等 ※これらを満たさない場合、中小企業 軌道に乗ることを証明すること。	べて満たしている必要があります。  世状況 照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載され  登録基準  ①直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと( ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという	債務超過でないこと)。 該損益計算書上の減価償却費の額 状態になっていないこと。
軌道に乗ることを証明すること。	) 直近の事業年度における経現 直近の事業年度における貸借対 経理状況が良好であること。 I 法人の場合 提出書類 登録基準を確認できる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等 ※これらを満たさない場合、中小企業 軌道に乗ることを証明すること。 II 個人の場合	べて満たしている必要があります。  世状況 照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載され  登録基準  ①直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと( ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという 業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する	債務超過でないこと)。 該損益計算書上の減価償却費の額 状態になっていないこと。
	) 直近の事業年度における経現 直近の事業年度における貸借対 経理状況が良好であること。 I 法人の場合 提出書類 登録基準を確認できる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等 ※これらを満たさない場合、中小企業 軌道に乗ることを証明すること。 II 個人の場合 提出書類 登録基準を確認できる直近の青色	べて満たしている必要があります。  世状況 照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載され 登録基準  ①直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという 業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する 登録基準  ①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回	債務超過でないこと)。 該損益計算書上の減価償却費の額 状態になっていないこと。 るなど今後5年以内に健全な経営の 引っていないこと。
<ul><li></li></ul>	) 直近の事業年度における経理 直近の事業年度における貸借対 経理状況が良好であること。 I 法人の場合 提出書類 登録基準を確認できる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等 ※これらを満たさない場合、中小企業 軌道に乗ることを証明すること。 II 個人の場合 提出書類 登録基準を確認できる直近の青色 申告書の写し、納税証明書等	本で満たしている必要があります。  世状況 照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載され  登録基準  ①直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという  業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する  登録基準  ①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていな	債務超過でないこと)。 該損益計算書上の減価償却費の額 状態になっていないこと。 るなど今後5年以内に健全な経営の 引っていないこと。
	) 直近の事業年度における経理直近の事業年度における貸借対経理状況が良好であること。  I 法人の場合  提出書類  登録基準を確認できる直近の事業年度の貸借対照表、収支計算書等  ※これらを満たさない場合、中小企業 軌道に乗ることを証明すること。  II 個人の場合  提出書類  登録基準を確認できる直近の青色 申告書の写し、納税証明書等  ※これらを満たさない場合、中小企業	本で満たしている必要があります。  世状況 照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載され  登録基準  ①直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという  業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する  登録基準  ①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていな	債務超過でないこと)。 該損益計算書上の減価償却費の額 状態になっていないこと。 るなど今後5年以内に健全な経営の 引っていないこと。
が 住自自在天地権が依定を支げる旅行が担告自在に関する世界でして対権できること。	) 直近の事業年度における経理直近の事業年度における貸借対経理状況が良好であること。  I 法人の場合 提出書類  登録基準を確認できる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等  ※これらを満たさない場合、中小企動道に乗ることを証明すること。  II 個人の場合 提出書類  登録基準を確認できる直近の青色 申告書の写し、納税証明書等  ※これらを満たさない場合、中小企動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	でて満たしている必要があります。  世状況 照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載され  登録基準  ①直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと( ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという  業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する  登録基準  ①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていな  業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する	債務超過でないこと)。 該損益計算書上の減価償却費の額 状態になっていないこと。 るなど今後5年以内に健全な経営の つていないこと。 いこと。
(四天女女)	) 直近の事業年度における経理直近の事業年度における貸借対経理状況が良好であること。  I 法人の場合 提出書類  登録基準を確認できる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等  ※これらを満たさない場合、中小企動道に乗ることを証明すること。  II 個人の場合 提出書類  登録基準を確認できる直近の青色 申告書の写し、納税証明書等  ※これらを満たさない場合、中小企動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	本で満たしている必要があります。  世状況 照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載され  登録基準  ①直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという  業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する  登録基準  ①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていな	債務超過でないこと)。 該損益計算書上の減価償却費の額 状態になっていないこと。 るなど今後5年以内に健全な経営の つていないこと。 いこと。
(以下宗曰)	) 直近の事業年度における経理直近の事業年度における貸借対経理状況が良好であること。  I 法人の場合 提出書類  登録基準を確認できる直近の事業 年度の貸借対照表、収支計算書等  ※これらを満たさない場合、中小企動道に乗ることを証明すること。  II 個人の場合 提出書類  登録基準を確認できる直近の青色 申告書の写し、納税証明書等  ※これらを満たさない場合、中小企動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	でて満たしている必要があります。  世状況 照表、収支計算書又はこれらに類する書類に記載され  登録基準  ①直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと( ②経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという  業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する  登録基準  ①直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回 ②直近3年間の所得税の納税がすべてゼロとはなっていな  業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する	債務超過でないこと)。 該損益計算書上の減価償却費の額 状態になっていないこと。 るなど今後5年以内に健全な経営の 引っていないこと。 いこと。

		号 〒									
,		所									
又は代	名又は名	3 称									
' '	表 者 職・5	壬 名									
選携先 登	録林業事										
登		号									
認	善措置言 定 番		事業主で	ある場	合は、別記	第3号様式⊄	)省略可				
な世管理を	効率的かつ							)諸負に	」 Lろ施業 <sup>-</sup>	▽は連携っ	ナス場合)
HHTE	. //J H J // -	- X XCH J	-117807	76 13		登録基準			~ ONE / C	~16ÆD#	, om u
11.75.75.45.45.45.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15.15	1.1 No 1 miles	- 1.1.3116.657.33	/ <del></del>	. Ved en 1			(1) (=) =	~ n ~ +	* >/4		V = V = 10 h to 1-
北海道意句 。ただし、()	なと能力のある 1)~(4)に関し	る林業経営 しては、1年	宮者公募要 三以内に各	綱別  項目の	表2に定める D基準を満た	oところにより こすことが確	、(1)~(5)の 実に見込ま	項目の基 れる場合	:準をすべ を含むこと	て満たして ができます	いる必要がありま 。
生産量/ ①素材生	及び生産性 産量(㎡)							_			
ΕΛ	前年度実績	i (元号)	左	F度	5年後予定	(元号)	年度				
区分	天然林	人工を	計		天然林	人工林	計				
主伐									L 54 10 - 10 - 1	we. ET DA IS	(1) O = 1 d= == 1
間伐								(王) 登録日	申請書別記録	第1号様式の(	(1) ①Ⅱに転記して下さい
<u>②生産性</u>	(m³/人日)	. (	,		= F- // -> -I-	( <del>-</del>	for the	٦			
区分	前年度実績	(元号)		F度	5年後予定	(元号)	年度				
	間伐	主伐			間伐	主伐					
天然林 人工林								注)登録日	申請書別記録	第1号様式の(	(1)②Ⅱに転記して下さい
	-						_				
)素材生	産や造林・伯 又は造林・伯	保育の実	施体制の	確保	の事業生	结					
<b>※似生座</b> 区分	北海道	林業事業	体登録			<b>隕</b> 是出書類					登録基準
登録から	素材生殖	産	造林	1		場合は、不野	<del></del>	-			3年以上の事
3年以上登録から				┢		勿 ロ (み、/ ) ラ の実績を証する		1			実績等を有すると。
3年未満						スは雇用契約書の		_			

①作業日報の作成・分析による進	步 <b>管</b> 理	登録基準
②生産工程の見直しによる適切な	· ·	左記のいずれか
③作業システムの改善等の適切な		に取り組んでいる 又は取り組みを記
		画していること。
	などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同	
⑥その他(	)	
) 造林・保育の省力化・低コスト化	•	
①伐採・造林の一貫作業システムの	ı	登録基準
		左記のいずれた に取り組んでいる
		スは取り組みを記していること。
 ④列状間伐の導入		التان (۱۰۵ مارد)
 ⑤その他(	)	
逮捕を経ないで公訴を提起され	代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は たときか1年間を経過していない。 札参加資格の指名停止を受けている。	

# 経営管理実施権の設定希望届出書

以下のとおり、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町村)を届け出ます。

志全域 / 喜	<ul><li>歌志内市</li><li>月形町</li><li>札幌市</li><li>「高世」</li><li>「日高町」</li></ul>	深川市 浦臼町 江別市 島牧村 京極町 仁木町 苫小牧市 安平町	南幌町 新+津川町 千歳市 寿都町 倶知安町 余市町 登別市 むかわ町	奈井江町 妹背牛町 恵庭市 黒松内町 共和町 赤井川村	上砂川町 秩父別町 北広島市 蘭越町 岩内町 豊浦町	由仁町 雨竜町 石狩市 ニセコ町 泊村	長沼町 北竜町 当別町 真狩村 神恵内村	栗山町 沼田町 新篠津村 留寿都村 積丹町
新全城 才 志全城 / 喜 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	札幌市 小樽市 喜茂別町 古平町 室蘭市 洞爺湖町	温牧村 京極町 仁木町 苫小牧市 安平町	手線市 寿都町 倶知安町 余市町 登別市	惠庭市 黑松內町 共和町 赤井川村	北広島市 蘭越町 岩内町	二七四町泊村	当別町	新篠津村
志全域 / [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [	小樽市 喜茂別町 古平町 室蘭市 桐爺湖町	島牧村京極町 仁木町 苫小牧市 安平町	寿都町 倶知安町 余市町 登別市	黑松內町 共和町 赤井川村	蘭越町岩内町	二七つ町泊村	真狩村神恵内村	留寿都村
振全域	喜茂別町 古平町 室蘭市 洞爺湖町	京極町 仁木町 苫小牧市 安平町	俱知安町 余市町 登別市	共和町赤井川村	岩内町	泊村	神恵内村	-
振全域	喜茂別町 古平町 室蘭市 洞爺湖町	京極町 仁木町 苫小牧市 安平町	俱知安町 余市町 登別市	共和町赤井川村	岩内町	泊村	神恵内村	-
振全域	古平町 室蘭市 洞爺湖町	二十二 古小牧市 安平町	余市町登別市	赤井川村				積丹町
振全域	室蘭市	苫小牧市 安平町	登別市		豊浦町	壮瞥町	卢李霏	
ì	洞爺湖町	安平町		伊達市	豊浦町	壮瞥町		
_			むかわ町				白老町	厚真町
高全域	日高町	VI Hame						
		平取町	新冠町	浦河町	様似町	えりも町	新ひだか町	
- 1								
島全域	函館市	北斗市	松前町	福島町	知内町	木古内町	七飯町	鹿部町
	森町	八雲町	長万部町					
山全域	江差町	上/国町	厚沢部町	乙部町	奥尻町	今金町	せたな町	
川全域	旭川市	士別市	名寄市	富良野市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町
8	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村
7	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	
萌全域	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町
-1								
谷全域	稚内市	猿払村	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	豊富町	礼文町	利尻町
禾	利尻富士町	幌延町						
ホーツク 全域	北見市	網走市	紋別市	美幌町	津別町	斜里町	清里町	小清水町
計	訓子府町	置戸町	佐呂間町	遠軽町	湧別町	滝上町	興部町	西興部村
1	雄武町	大空町						
勝全域	帯広市	音更町	士幌町	上士幌町	鹿追町	新得町	清水町	芽室町
Ц	中札内村	更別村	大樹町	広尾町	幕別町	池田町	豊頃町	本別町
,	足寄町	陸別町	浦幌町					
路全域	釧路市	釧路町	厚岸町	浜中町	標茶町	弟子屈町	鶴居村	白糠町
室全域	根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町			

# 別記第3号様式

# 労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に準ずる取組

申請書1の(4)の取組事項について、以下のとおり申請します。

取組項目	登録基準
現場作業員の常用化などの雇用の安定化	左記のいず れかに取り組 んでいる又は
月給制度の導入	取り組みを計画していること。
週休2日制の導入	
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	
防護具の着用徹底	
作業現場の安全巡回	
労働安全コンサルタント等専門家による安全 診断・指導等の労働安全対策	
その他( )	
その他( )	
その他( )	
備考	

# 登録事項変更届

(元号) 年 月 日

北海道知事 様

 〒
 一

 住
 所

届出者 氏名又は名称 代表者職・氏名

次のとおり、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町村)を変更したいので、「北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱」第7の第2項の規定に基づき届け出ます。

変更の理由	
備考	※本書の届け出に当たっては、別記第2号様式を添付すること。 なお、別記第2号様式の記載に当たっては、引き続き、経営管理実施 権の設定を受けることを希望する区域(市町村)も含めて記載すること。

# 請負先及び連携先等変更届

(元号) 年 月 日

北海道知事 様

 〒
 一

 住
 所

届出者 氏名又は名称 代表者職・氏名

次のとおり、請負先及び連携先等を変更したいので、「北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱」第8の規定に基づき届け出ます。

変更の理由	
備考	※本書の届け出に当たっては、連携協定書の写しを添付すること。

# 達成状況報告書

(元号) 年 月 日

北海道知事 様

T-住所届出者氏名又は名称<br/>(代表者職・氏名

「北海道意欲と能力のある林業経営者公募要綱」第9の規定に基づき達成状況を報告します。

基準	経過措置適用項目	達 成 状 況
別表1の1の(2) 主伐後の再造林の確保		
別表1の1の(3) 別表2の1の(1) 素材生産や造林・保育の実 施体制の確保		
別表1の1の(4) 別表2の1の(2) 雇用管理の改善及び労働安 全対策		
別表1の1の(5) 別表2の1の(3) 生産管理又は流通合理化等		
別表1の1の(6) 別表2の1の(4) 造林・保育の省力化・低コスト 化		
備考	※申請時に提出が猶予されていた添付 と。	書類がある場合は、本書に添付するこ

# 登録取消申請書

(元号) 年 月 日

北海道知事 様

 〒
 一

 住
 所

届出者 氏名又は名称 代表者職・氏名

意欲と能力のある林業経営者の登録を取り消したいので、「北海道意欲と能力のある林業経営 者公募要綱」第11の第1項第4号の規定により、申請します。

取消申記	請の理由	
備	考	